所定疾患公表について

令和 7 年度 所定疾患施設療養費 算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されているご利用者の医療ニーズに適応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に対し、以下の要件を満たした場合に評価されることになっております。
以下、厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる疾患は以下のとおりです。
・肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪
・上記疾患で治療が必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合。
・算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載する。
・算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

令和 7 年度

月		4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1	3						1			
	日数		5	20						1			
尿路感染症	人数			2							1	1	
	日数			10							5	5	
帯状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数			1		2	1						
	日数			7		14	8						
慢性心不全の増悪	人数												
	日数												